解散命令公告

兵庫県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年２月27日

兵庫県知事　齋藤　元彦

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

・神戸建設関連事業協同組合

兵庫県尼崎市南城内145番地の２

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和７年９月二十六日

掲載頁　二二一頁（号外第二一五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

札幌市中央区南二条西二十丁目二九一番地

（甲）株式会社リビングプラットフォームケア

代表取締役　塩野　隆

神戸市灘区箕岡通三丁目三番一六号

（乙）有限会社トゥルース

代表取締役　塩野　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　一〇五頁（号外第一三五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　三十三頁（号外第一五二号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

山形県米沢市八幡原一丁目一番三号

（甲）フジクラ電装株式会社

代表取締役　星　公彦

山形県米沢市八幡原一丁目一番三号

（乙）南陽ハーネス株式会社

代表取締役　歌丸　順也

山形県米沢市東一丁目一〇番五三号

（丙）米沢フタバサービス有限会社

代表取締役　歌丸　順也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二三〇頁（号外第一六九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一八頁（号外第一六九号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二四〇頁（号外第一六九号）

令和八年二月二十七日

埼玉県川口市川口二丁目二番七号

（甲）株式会社川金ビジネスマネジメント

代表取締役　鈴木　信吉

埼玉県川口市川口二丁目二番七号

（乙）株式会社川金ホールディングス

代表取締役　鈴木　信吉

埼玉県川口市川口二丁目二番七号

（丙）株式会社川金金融

代表取締役　鈴木　信吉